

意匠権侵害訴訟における実施料率についての検証



平成 29 年度日本弁理士会 意匠委員会第 2 部会[※] 布施 哲也

要 約

損害賠償の請求とその金額は、知的財産の活用において大事な要素である。

意匠法では、第 39 条において損害額の推定規定が置かれているが、実際の知財活用の現場では、実施料率によって損害額が決定されることも少なくない。また、上記規定により算出された侵害者の利益等に、さらに実際に意匠が寄与した度合い（寄与率）を加味して、最終的な損害賠償額が認定される場合もある。これらの実施料率や寄与率の算定判断のしかたは非常に興味をもたれるところである。

そこで、平成 29 年度の意匠委員会では、第 2 部会を中心として、実際の侵害裁判の事例を基に、意匠権の侵害訴訟における実施料率や寄与率の傾向について検証を行った。

その結果、意匠権に基づく損害賠償請求においては、デザインが売上に与える影響や取引の実情等の種々の事情を考慮した実施料率や寄与率の算定がなされ、事案によっては高額の賠償額が認められることが確認された。本稿では、具体的な裁判例も複数取り上げながら、それらについて紹介する。

目次

1. はじめに
2. 当委員会における検証
3. データ抽出と結果概要
4. 実施料率にまつわる事案の紹介
5. 寄与率についての結果概要
6. むすび

なる。

そうした状況において、意匠権のように、日用品から産業向け機器、また、技術的特徴を有する器具からブランド形成に活躍する商品と、幅広く権利が活用され、また侵害事件が起きている権利において、損害賠償額がどのように決定されているかは興味深いところである。

意匠法では、損害額の推定等の規定として、法第 39 条第 1 項ないし 4 項（平成 10 年改正前（以下、旧法）では第 39 条第 1 項ないし 3 項）を設けており、侵害訴訟の場においても、これらの規定に基づく損害賠償額の算定がなされている。

上記規定のうち、法第 39 条第 3 項（旧法の同第 2 項）で定められる実施料率については明確な基準はないが、その算定においても、商品における意匠の重要度などが影響を与えており、実際の実施料率の判断のしかたについて興味をもたれる。

また、上記規定により算出された侵害者の利益等に、さらに実際に意匠が寄与した度合い（寄与率）を

1. はじめに

知的財産権の効力の一つに、権利が侵害された際に、侵害行為によって生じた損害の賠償を侵害者に対して請求できることがある。そして、侵害訴訟において損害賠償が認められた場合に、その金額がどのくらいのものになるかについては、知的財産の活用において考慮されるべき大事な要素であり、意匠権においても例外ではない。

すなわち、創作・生産・販売等の活動の成果として権利者が本来受け取るべき対価を取り戻すことは、利益を得る活動において当然に必要なことであり、また、その利益を次の知的創造・経済活動に繋げるためにも重要なことである。また、損害賠償が認められ、その金額が高額であり、その事例が世の中に浸透することにより、模倣等の侵害行為を抑止する効果が生まれ、知的財産権のもつ本質的な効果を高めることにも

[※] 協力者：野村慎一、青木覚史、石井たかし、市野要助、乾智彦、上田知恵、緒方昭典、岡村太一、川崎典子、清澤亮、木村豊、櫻木信義、杉浦健文、高村隆司、谷村昌宏、出山匡、中野晴夫、村松亮子

加味して、最終的な損害賠償額が認定される場合がある。そして、寄与率の決定においては、その商品において機能面と比したデザイン面の重要度等、種々の購買喚起要素が検討されている。

そうした状況において、意匠権に関する損害賠償額やその実施料率、寄与率について整理することは、物品に応じた算出方法の傾向の違いや、全体意匠と部分意匠での損害賠償額の比較、特許権や実用新案権と比較した場合の意匠権による権利行使の有利／不利等々、知財活用全体における権利化戦略にも影響を与える要素となることが考えられる。

そこで、平成 29 年度の弁理士会意匠委員会では、第 2 部会を中心として、意匠権の侵害訴訟における実施料率の傾向を検証することを試みた。また、意匠権の侵害訴訟における損害賠償の算定において「寄与率」が影響する例があることを受け、実際に「寄与率」が考慮された事例を探し、それらについて検証を行った。意匠権の侵害が認められた裁判例として数十の事例を挙げる事ができたので、それらを纏めた結果について、本稿で紹介する。

2. 当委員会における検証

当委員会では、まず、近年の意匠権侵害訴訟において侵害が認められた事例の中から、損害賠償が認められたものを採取し、それらについて規定ごとに振り分けを行った。

元データとしては、裁判所ホームページ及び TKC 法律情報データベースを用い、それらにおいて、昭和 43 年から平成 28 年の間になされた意匠権に基づく侵害訴訟について検索を行い、裁判例を抽出した。そして、その検索結果として、侵害が認められた 70 件を取り上げ、これらを対象として検証を行った。70 件の内訳としては、平成 9 年までの規定（旧法）に基づいて裁判がなされたものが 40 件、平成 10 年改正以降の規定（以下、現行法）に基づいて裁判がなされたものが 30 件である。

その上で、実施料率が考慮されて損害賠償額が認定されたもの（法第 39 条第 3 項（旧法では同第 2 項）の規定により損害賠償額が認定されたもの）について、その実施料率を取り上げて検討を行った。また、寄与率が検討された事例を抽出し、その算定理由について検証した。

裁判事例のピックアップに当たっては、実際に判決

が出された裁判であっても、これらのデータベースにおいて検索結果として挙がらない事例もあり、それらについては本稿では結果に含んでおらず、検証対象から外している。

当委員会での各事案の検証については、委員ごとに数件の裁判例を分担して、各委員が次の事項について報告を行い、それらを纏めた。

- ① 損害賠償請求が認められたか？ 認められたなら何円か？
- ② 実施料率が考慮されたか？ 考慮されたなら何%か？
- ③ 意匠権に係る登録意匠は、全体意匠か部分意匠か？
- ④ 寄与率が考慮されたか？ 考慮されたなら何%か？
- ⑤ その他、損害賠償額決定に当たって考慮された要素はあるか？

3. データ抽出と結果概要

今回抽出した 70 件の侵害事例のうち、損害賠償が認められたものは 52 件を数える（旧法：27 件、現行法：25 件）。その内訳は、次の通りである。

侵害が認められたケース						計
70						
損害賠償あり					損害賠償なし	計
旧法	39 条 1 項	39 条 2 項	根拠条文不明		13	
	14	12	1			
現行法	39 条 1 項	39 条 2 項	39 条 3 項	根拠条文不明	5	30
	9 (※1)	7 (※2)	8	1		

※1 内 1 件は、利益率を参酌して計算

※2 内 1 件は、実施料率から利益を推定

侵害と判断された裁判のうち、およそ 4 分の 3 のケースにおいて損害賠償が認められている。また、法 39 条の損害の推定規定のうち、旧法、現行法のいずれにおいても、各項のそれぞれが適用される数はほぼ同程度であることが見て取れる。

4. 実施料率にまつわる事案の紹介

上記の侵害が認められたケースのうち、損害賠償額の算定に当たって実施料率を考慮しているものがおよそ 20 件存在する。具体的な実施料率の値としては、事案に応じて 1% から 10 数% に亘る幅がある。中でも 5% とした例が最も多く、8 件を数える。

以下に、実施料率が参酌された侵害裁判の例を具体的に紹介する。

(1) 大阪地方裁判所 平成 23(ワ)3361 (平成 24 年 11 月 8 日判決) 物品: 立体フェイスマスク 意匠登録第 1371301 号

- ①販売総額を、販売単価: 28 円×販売枚数: 228,240 枚=6,390,720 円と算出した上で、
- ②平成 4 年度~10 年度の繊維製品の実施料率の平均値は 6.1%であることを踏まえて、
- ③さらに原告が本件本意匠の開発に時間と労力を投入したことを加味し、
- ④また、原告と被告が本件物品に関して完全な競合関係にあり、平均的な実施料率で使用許諾をする関係にあるとは解されないこと、
- ⑤当該意匠が商品の売上に相当程度寄与していたことから、実施料率を 15%相当と認めた。

その結果、上記 6,390,720 円に 15%を乗じて、さらに弁護士費用相当額: 10 万円を加えた 1,058,608 円を損害額と認定した。

(2) 大阪地方裁判所 平成 22(ワ)4770 (平成 22 年 12 月 16 日判決) 物品: 長柄鋏 意匠登録第 988981 号

原告 2 名のうち、1 名(独占的通常実施権者)は逸失利益により損害賠償が認められたが(39 条 2 項)、他の 1 名(意匠権者)は実施料相当額が損害として認められた。

実施料率については、裁判では特に数字の根拠は示さずに「本件意匠権の実施料率を 1%としても、原告が請求する金額を超える」として、原告が請求する「原告会社の損害額の 3%」に相当する金額 14,360 円を意匠権者の損害賠償額と認定した。判決で実施料率を 1%とする根拠が示されていないのは、請求額がそれよりも低額であったからであると推察される。

(3) 静岡地方裁判所 昭和 54(ワ)282 (昭和 56 年 11 月 17 日判決) 物品: ふとん干器 意匠登録第 360639 号

原告 2 名のうちの 1 名に対しては、この原告が実施料率に基づき主張した損害賠償額がそのまま認められた。裁判では、「原告は被告の行為により、得べきであった本件意匠権の実施料を得ることができず、したがって実施料相当額の損害を蒙った。」として、その上で、その実施料は被告物件の販売価格の 5%をもって相当とするとして、被告物件の総売上額の 5%に当る 706,917 円の損害賠償が認められた。

なお、もう一方の原告に対しては、逸失利益に相当

する金額として総売上高の 15%に相当する金額から実施料相当額を差し引いた 1,413,835 円が損害額と認められた。

(4) 名古屋地方裁判所 昭和 51(ワ)2723 (昭和 54 年 12 月 17 日判決) 物品: ねじ切り盤 意匠登録第 428164 号

- ①この種物品の登録意匠の通常実施料率について、それが 2%を下らないことについては当事者間に争いがなく、
- ②一般に行われている当該製品の特許実施料率は販売価格の 2%以上であり、5%程度のものが多いことが認められ、
- ③国有特許権についての実施料率の公表基準(昭和四七年二月九日特総第八八号特許庁長官通牒)は 2%、3%、4%であること

などに照らして判断した結果、本件登録意匠の実施料率は 3%を下らないものと解するのが相当であると判断され、売上代金合計 66,168,000 円×3%=1,985,040 円が損害額と認められた。

(5) 東京高等裁判所 平成 9(ネ)404 (平成 10 年 6 月 18 日判決) 物品: 自走式クレーン 意匠登録第 766928 号

販売単価 1,800 万円×528 台×実施料率 15% =1.4256 億円の損害賠償が認められた。

実施料率の根拠としては、ホイールクレーンは大型の耐久事業用機械であって、一台当たりの価格が高額である上、大きさも含めたホイールクレーンとしての性能を重視して機種を選択するものであり、一般消費者向けの商品等とは異なり、需要者の選択に当たってデザインが影響する度合いはそれほど高くないものと推認されることが挙げられた。

なお、被告の減額主張に対しては「仮に、被告が主張するとおり、実際の販売の際にはホイールクレーンは右販売価格から値引きされて販売されている事実があるとしても、通常の実施許諾の際の実施料は、売主と個々の需要者との関係や駆け引き等種々の要因によって定まる個々まちまちの値引き後の価格ではなく、値引き前の販売価格を基準として算出されるのが通常であると推認されるから、イ号物件の値引き前の販売価格を基準として「通常受けるべき金銭の額」を算出するのが相当である。」と判示された。

(6) 東京地方裁判所 平成 21(ワ)13219 (平成 23 年 12

月 27 日判決) 物品:蒸気モップ 意匠登録第 1334735 号

原告は、意匠権者 A と通常実施権者 B の 2 名であり、意匠権者は意匠法 39 条 3 項に基づき、実施料相当額の損害賠償を請求した(逸失利益は請求していない)。

社団法人発明協会の発行する「実施料率 [第 5 版]」においては、「民生用電気機械器具製造技術に係る製品」(電気掃除機などが該当するものとされている。)の平均実施料率について、平成 4 年度～平成 10 年度は「イニシャルあり」が 2.8%、「イニシャルなし」が 4.6%であると記載されていることが認められる。

そこで、裁判所は、上記の「実施料率 [第 5 版]」を踏まえた上で、業界や意匠の特性(下記①～③)を考慮して、実施料率を被告製品の売上高の 5%と認めた。

- ①一般に、蒸気モップ等の民生用電気機械器具の需要者は、その意匠に対してもある程度の関心を有していることがうかがえるものであり、意匠による誘引力も一定程度存在すること、
- ②本件意匠は、同意匠に係る物品(蒸気モップ)の構成全体に関するものであること、
- ③本件意匠は、前記 1 のとおり、看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分について、公知意匠にはない特徴的な構成態様を有するものであること

その結果、被告製品の売上高 57,333,100 円に実施料率 5%を乗じた 2,866,655 円が損害額と認められた。

なお、もう一方の原告である B は、意匠法 39 条 2 項に基づいて逸失利益相当額の損害賠償額を請求して、3,262,698 円の損害額が認められた。

(7) 大阪地方裁判所 平成 22(ワ)13746 (平成 23 年 12 月 15 日判決) 物品:浄水器 意匠登録第 1218817 号

原告は、製品の製造会社 A と、A から製品を購入してマンションに設置する業者 B の 2 社である。

A に対しては、実施料率は考慮されずに、法 39 条 2 項に基づいて逸失利益として損害賠償額 11,316,373 円が認められた。

一方、B は実施料率による損害賠償を請求したが、「浄水器」という製品の特性(下記①～③)を考慮して、実施料率は 2%と低く抑えられた。

- ①分譲住宅に標準装備する予定であり、被告が原告製品と同じものを納入する必要があった。
- ②被告が本件意匠の実施品を採用したのは、逆浸透

膜浄水器だったからであり、必ずしも、本件意匠に着目したからとはいえない

- ③浄水器自体、購入にあたってデザインが重視される物品ではない上、被告各製品はアンダーシンクタイプであり、通常は目に触れない場所に設置されるものであるから、本件意匠が売上げに寄与することは少ないといえる。

その結果、損害額として、売上額 169,360,800 円×実施料率 2% = 3,387,216 円が認められた。

(8) 京都地方裁判所 平成 11(ワ)58 (平成 12 年 6 月 29 日判決) 物品:置物 意匠登録第 989120 号

損害賠償額は、総売上額 1,492,330 円×実施料率 3% = 44,770 円が認められた。

原告は実施料率として 5%を主張したが、判決においては、実施料率について「弁論の全趣旨によれば」と述べるのみで、直接的な理由は示さずに、3%と決定した。

なお、原告は意匠法 39 条 2 項により損害賠償額 420 万円を求めるも、純利益が - 461,534 円で、被告の利益はないとして、認められなかった。

(9) 大阪地方裁判所 昭和 53(ワ)4409 (昭和 56 年 10 月 16 日判決) 物品:物干し器具 意匠登録第 360592 号

損害賠償額は旧 39 条 1 項に基づいて推定されたが、その逸失利益の算定に当たっては、利益率を被告主張の利益率及び実施料率を参酌して 5%と認めている。その結果、売上高合計 109,705,000 円× 5% = 5,485,250 円を損害額と認定した。

(10) 横浜地方裁判所 昭和 46(ワ)235 (昭和 53 年 2 月 22 日判決) 物品:擬餌 意匠登録第 259447 号

原告と原告会社の間において、実施料率を 3%とする旨の約定がなされており、これを本件裁判での原告と被告の争いに相当させようとする原告会社の主張は「控えめな主張として肯認できる」と認められ、本件裁判においても実施料率は 3%と決定された。

その結果、損害賠償額は、2 名の被告に対して、それぞれ、売上高 5000 万円× 3% = 150 万円、売上高 3000 万円× 3% = 90 万円が認定された。

(11) 岐阜地方裁判所 昭和 48(ワ)370 号 (昭和 61 年 3 月 10 日判決) 物品:照明用グローブ 意匠登録第

326524号

実施料率は5%と認定され、2名の被告それぞれに対して、 $94,330 \text{円} \times 5\% = 4,717 \text{円}$ 、 $10,508,393 \text{円} \times 5\% = 525,420 \text{円}$ の損害賠償が認められた。実施料率の算定に当たって考慮された事項は、次の通りである。

- ①原告は、訴外他社との間で生産原価の30%に相当する金額を、各意匠の実施料として原告に支払うべき旨が約定されていた旨主張したが、これは、(ア)実施品製造についての技術指導料、(イ)実施品販売活動斡旋料、(ウ)右各意匠権実施料、(エ)商標(アカリ)の使用料等の総計と判断された。
- ②照明用器具にかかる工業所有権の実施に対しては、通常、その平均的実施料として、当該実施品の卸売価格の5%に相当する程度の金員が、その工業所有権者に対して支払われる事例の多いことが認められる。
- ③このような事実には、証拠を総合してあれこれ考量すると、原告が、通常、本件A意匠、同B意匠及び同C意匠並びにこれらに類似する意匠の実施を相手方に許容した場合、原告は、その相手方から、これが実施料として、右平均的実施料率を下回らない金員を受領できる立場にあるものと認めるのが相当である。
- ④そうすると、原告が被告らに対して意匠法39条2項(旧)に基づきその賠償・支払方を請求しうべき損害の額は、被告らによる物品の各売上高に5%を乗じた金額を下回ることがないものと認めるのが相当であって、この認定を左右するに足りるような特段の証拠はない。

(12) 神戸地方裁判所 昭和59年(ワ)1180(平成5年4月28日判決) 物品:のこぎり 意匠登録第383071号

原告は本件意匠権を業として実施しておらず、旧39条1項の推定(侵害者の得た利益額をもって意匠権者の受けた損害額と推定する)は適用されないとし、原告の損害賠償請求は、旧39条2項により、実施料相当額を請求しうるとどまると判断された。

実施料相当額について、原告は、本件意匠ののこぎりの市場性が高いから実施料率は20%を下らない旨や、他物品の実施料を挙げて主張を行ったが、これらは認められなかった。そして、裁判では、諸般の事情を総合考慮すると、本件における実施料率は、イ号物

件の販売価格の3%をもって相当すると判断された(実施料率を3%と判断した直接的な根拠は示されていない)。

その結果、販売単価170円×販売数量25,000個=販売総額425万円とした上で、 $425 \text{万円} \times 3\% = 127,500 \text{円}$ が原告の損害額と認定された。

(13) 大阪地方裁判所 平成7年(ワ)1110(本訴) 大阪地裁平成7年(ワ)4251(反訴)(平成12年5月23日判決) 物品:家具の回動扉用ヒンジ 意匠登録第902691号

損害賠償の請求に当たって、実施料率が考慮された。その際、当事者が実施契約において実施料を取り決めるに当たっては、値引き販売した場合の売上額ではなく、定価販売したときのものを前提とするのが通常であると考えられる旨が判示されている。

その結果、次の損害賠償額が認められた。

①イ号物件の売上に対する実施料相当額は、 $4,118,675 \text{円}$ (販売個数[581,159 + 1,066,311]個×定価50円×実施料率5%)

②ハ号物件の売上に対する実施料相当額は、 $357,536 \text{円}$ (販売個数95,343個×定価75円×実施料率5%)

また、本件裁判では、不当利得返還請求も認められており(実用新案権と意匠権と合せて請求)、その際にも実施料率5%が用いられている。

(14) 大阪地方裁判所 平成7年(ワ)7482(平成9年12月25日判決) 物品:クッキングテーブル 意匠登録第894408号

本件事例において、実施料率は販売価格の5%と認定された。ただし、5%という数字については「本件登録意匠の内容、弁論の全趣旨によれば」として示されているだけで、具体的・直接的な根拠から導かれているものではない。また、その他に、「一般に、登録意匠の実施料を決めるに当たっては、定価を基準にするのが合理的であると考えられるので、意匠法39条2項(旧)にいう「通常受けるべき金銭の額」を算定するに当たっても、定価を基準にするのが相当である」と判示されている。

被告は、本件登録意匠の要部が天板部分にあるとして、被告実施品においては天板部が取り外されるもの

であり、天板部の価格自体は販売価格の10%以下であること等を理由として、実施料率は1%である旨を主張したが、認められなかった。

その結果、原告は、本件登録意匠の実施に対し通常、4,597,300円 $\{[(2,038,000円 \times 3個) + (2,098,000円 \times 2個) + (2,728,000円 \times 1個) + (2,848,000円 \times 6個) + (1,625,000円 \times 5個) + (1,625,000円 \times 5個) + (2,170,000円 \times 11個) + (2,170,000円 \times 10個)] \times 5\}$ を受けることができたことと認められた。

(15) 知的財産高等裁判所 平成19年(ネ)10032(平成22年7月20日判決) 物品：取鍋 意匠登録第1137667号

本件登録意匠に係る物品は、自動車工場などでアルミニウム等の溶融金属を搬送するために使用する取鍋であり、筒状の本体上部の蓋から溶融金属を投入し、本体側部から伸びる配管から溶融金属を外部に取り出すものである。本件裁判は、溶融アルミニウムを自動車会社に納入する業者同士で争われた。

本件裁判では、意匠法39条3項に基づき、実施料相当額の損害賠償を求めるものであるが、登録意匠に係る物品である取鍋に関する取引事例がほとんどないこともあり、市場における実際の取引事例を比較分析することなどによっては実施料相当額を算出することはできないとして、本件における実施料相当額を求めるに当たっては、被告が本件意匠権の使用によって実際に受けたと考えられる利益を基にして算出する方法が採られた。

そうした場合、溶融アルミニウムの納入価格総額は169億1094万円(83億7687万6712円+85億3406万3288円)であり、それに、実施料率として認定した0.1%を乗じた額：16,910,912円を損害額と認定した。

実施料率の認定に当たっては、

- ①原告と被告が直接的な競業関係にあり、
- ②被告は被告意匠を用いることで溶融アルミニウムの納入をスムーズに行えたこと、
- ③登録意匠が全体意匠であること

を考慮の上で決定された。

(16) 名古屋地方裁判所 昭和59年(ワ)2636(昭和61年2月28日判決) 物品：動物おもちゃ 意匠登録第310781号

被告が販売した縫いぐるみ人形の販売定価額が合計

金4,110万円と認められた状況にあって、損害額として実施料率が考慮された。

本件では、著名なキャラクター(スヌーピー)を用いた人形に係る物品であり、著作権及び意匠権の実施料相当額は、①キャラクターが著名であること、②縫いぐるみ人形、殊にいわゆるキャラクター人形はその人形がいかなるキャラクターを模したかにより大きくその売れ行きが左右されるものであること、を考慮すれば、少なくとも右定価額の10%を下廻るものではないと判断された。

その結果、原告の被った損害額は、販売定価額の合計金4,110万円 \times 実施料率10%=411万円を下廻るものではないと認定された。

(17) 東京地方裁判所 平成13年(ワ)27381(平成14年9月27日判決) 物品：コンクリート構築物用埋込み具 意匠登録第755800号

原告は被告の侵害行為によって原告製品の値下げを余儀なくされたことを主張したが、被告はこれまでに被告製品を2,340個しか販売しておらず、総売上額も32万400円であるから、被告製品の製造販売によって直ちに値下げを余儀なくされたとはまではいえないと判断された。

そして、本件意匠権に係る実施料率は、売上額の5%であるとするのが相当であるから、原告の損害額は32万400円 \times 5%=16,020円であると認定された(実施料率を5%とした根拠は特に示されていない)。

(18) 知的財産高等裁判所 平成20年(ネ)10088, 平成21年(ネ)10013(平成21年5月25日判決) 物品：顕微鏡(本件カード意匠権) 意匠登録第1171883号 物品：顕微鏡(本件レンズチップ意匠権) 意匠登録第1171884号

実施料率は10%と認定された。この数値を導くための直接的な説明はなく、判決の中で「被告製品1及び被告製品2の構成、被侵害権利の内容及び上記事情に照らせば」と示されるのみである。同時に争われた特許権侵害事件でも、損害賠償における実施料率は、同じく10%と認定されている。

以上のように、実施料率の算定に当たっては、その製品におけるデザインの重要度や物品の特性、業界の慣習や原告と被告の関係等の取引の実情、創作に対す

る努力等、様々な要素を考慮して認定している。また、発明推進協会発行の「実施料率」を斟酌している場合もあり、実際の損害賠償額を検討するに当たっては、これを参考にすることは必須と思われる。

なお、特許と意匠との間で実施料率の算定方法、傾向が異なるという明らかな状況は見出せていない。

5. 寄与率についての結果概要

損害額について、まず意匠法 39 条の規定等に基づいて算定した上で、意匠の「寄与率」という言葉を用いて、これを乗じて損害賠償額を決定した例としては、次のものなどが見られる。

- ①商品の購買動機等を考慮して寄与率を 20% と判断した例（大阪地裁平成 20(ワ)8761「測量地点明示プレート」）、
- ②部品の意匠権に関して、その完成品において占める原価率をもって寄与率 1.8% とし、それを完成品の利益に乗じて損害賠償額を決定した例（東京高裁平成 4(ネ)3991「ヘア・カーラー用クリップ」）、
- ③部品の意匠権に関して、その完成品たる被告製品において他の部品の製造原価の割合も相当に大きいこと、購入者は他部品を含む完成品全体の品質、性能、価格等に強く着目して被告製品を選択購入することを考慮して、寄与率を六分の一とした例（東京地裁平成 2(ワ)5162「フィルムカートリッジ」）
- ④「ホテルにおいては、一般に床面のデザインが重視される」と示した上で、ホテルにおける使用場所（客室、寮、廊下）によってそれぞれ異なる寄与率（80%、40%、20%）を認めた例（大阪地裁平成 22(ワ)805「タイルカーペット」）

また、部分意匠に係る意匠権に基づく侵害訴訟において、部分意匠であることを理由として、損害賠償額の算定において寄与率を考慮した事例は、調べた範囲では 3 例に止まる。これらはサンプル数として多いも

のではないため、一般的な傾向として認めるには躊躇するところであるが、参考事例としては挙げられよう。各事例における寄与率とその算定理由を記載すると、次の通りである。

- ①物品に占める意匠登録を受けている部分の面積比をもって寄与率として、損害賠償額に乗じた例（東京地裁平成 24(ワ)3162「サンダル」、寄与率 75%）
- ②同じく、物品に占める意匠登録を受けている部分のボリューム比をもって寄与率として、損害賠償額に乗じた例（大阪地裁平成 16(ワ)6262「化粧用パフ」、寄与率 50%）
- ③視認性を高めることによって生じた一定の需要喚起効は認められるものの、意匠登録を受けている部分の創作性や意匠のみを差別化要因とする製品ではない実情を考慮して寄与率を抑えた例（大阪地裁平成 23(ワ)14336「遊技機用表示灯」、寄与率 15%）

6. むすび

実施料率や寄与率の傾向を知ることは、権利の実効性を高め、知財戦略の立案における一つの指針に繋がり得るものであり、よって、その具体的検証は有意義なことである。そうしたところ、上記の検証から、意匠権に基づく損害賠償請求においては、種々の事情を考慮した実施料率の算定がなされ、事案によっては高額の賠償額が認められることが明らかになっている。

意匠権侵害事件においては、損害賠償額が高額になるケースも多く見られるが、一方で、実施料率に基づく請求では、その値が大きく変わり得るため、当該意匠が如何に製品の売上に貢献しているかをしっかり主張することが重要である。

今回の報告が、会員の知的財産に関する業務の参考になれば幸いである。

以上
(原稿受領 2018. 8. 21)